

きょうと し とりくみ 京都市の取組について

そうだん
相談できる場所や、ケアラー支援の情報が
のっています。



きょうと し し えん すい しん きょう ぎ かい 「京都市ケアラー支援推進協議会」

いろいろな団体が、協力してケアラー支援を進める組織です。
(それぞれの団体が、いろいろなケアラー支援をしています。)



この組織に入っている
団体はこちら

きょうと し たい し えん すい しん かん じょうれい 京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

ケアラーをみんなで支え、全てのケアラーが安心して、自分らしく、希望
をもって生活できる社会をつくるため、令和6年11月に、京都市議員全
員の提案により、この条例ができました。



条例のリーフレットは
こちら



条例をつくるための
取組はこちら



【問合わせ】

きょうと し ほ けん ふく し きょく ふく し すい しん しつ
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 北庁舎4階
TEL 075-222-3527 FAX 075-256-4652 E-mail chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

京都市 ケアラー支援

検索



ケアするあなたを、 ケアするまちに



きょうと し しゃかい ぜんたい
京都市は、社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが
あんしん じぶん きぼう
安心して自分らしく、希望をもって生活できる社会をつくる
ことを目標にしています。



ケアするあなたを、ケアするまちに

「ケアラー」は、いろいろな理由で、助けが必要な家族（親やきょうだいなど）、友だち、知りあいの人などを、お金をもらわずにケア（生活のお世話や、助けること）する人のことです。

介護、看護、子育てなど、わたしたちの生活のなかには、いろいろな「ケア」があります。だれもが「ケアラー」になるかもしれません。

京都市では、令和6年11月に「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」ができました。

この条例は

社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが安心して自分らしく、希望をもって生活できる社会をつくること

を目標にしています。

もしかしたら、あなたや、あなたの周りの人もケアラーかもしれません。

そして、京都市には、ケアラーを助ける制度やサービスがあります。

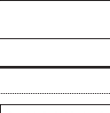
あなたや周りの人がケアラーかもしれない、と気づいたら
どんな制度やサービスがあるか、相談してください。



＼ケアラーかも、と気づいたら／

あなたや、あなたの周りの人について「ケアラーかも」と気づいたら、まずは、気軽に相談してください。

ケアラーを助ける制度やサービスのことが知りたい、ケアについてだれに相談してよいのか
分からないときは、下にいる相談先（相談できるところ）に連絡してください。（お金はいりません。）

どんなとき・どんなこと	相談できるところの名前	相談できるところの説明・連絡先（連絡するところ）など
高齢（おとしより）の人のケアについて	かくくやくしよ しよほけんふくし 各区役所・支所保健福祉センター （以下「区役所・支所」と書きます。） けんこうちようじゆすいしん か 健康長寿推進課	こうれい 高齢（おとしより）・障害・子育てなど、いろいろなことを相談できます。（住んでいるところの区役所・支所に相談してください。）（※1） れんらくきき 連絡先はこちら▶ 
	こうれい 高齢サポート （地域包括支援センター）	こうれい 高齢（おとしより）の人について相談できます。（住んでいる学区の高齢サポートに相談してください。） れんらくきき 連絡先はこちら▶ 
障害のある人のケアについて	くやくしよ しよしよがひ ほけんふくし か 区役所・支所障害保健福祉課	（※2）▶ 
	しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん 障害者地域生活支援センター	しょうがい 障害のある人やその家族などについて相談できます。（住んでいるところの障害者地域生活支援センターに相談してください。） れんらくきき 連絡先はこちら▶ 
	しょうがい 障害にかかわる子どもの 教育電話相談	なが 長い間、障害のある子どもに関わってきた人が相談にのっています。 （TEL 075-254-1155） 
	はぐくみ えん 育支援センター（京都市総合 育成支援教育相談センター）	こ 子どもの育ちについて悩んでいる人の相談にのっています。（京都市立総合支援学校にあります。） れんらくきき 連絡先はこちら▶ 
つか 使っている言語の助けについて	きょうと し がいこくせき し みんそうごうそうだんまどぐち 京都市外国籍市民総合相談窓口 （kokoka 京都市国際交流会館内） Inquiry Counter for Foreign Citizens in Kyoto City at kokoka Kyoto International Community House	せいかつ こま 生活の困りごとに、いろいろな言語で相談できます。 Multilingual consultation service is available （TEL 075-752-3511） 
ヤングケアラー、 若者ケアラーについて	くやくしよ しよしよ ちどもはぐくみしつ 区役所・支所 子どもはぐくみ室	（※3）▶ 
	きょうと し こ 京都市子ども・若者総合相談 まどぐち 窓口	しごと がっこう 仕事や学校などで、いろいろな悩みのある子ども・若者（39歳まで）や家族からの相談にのっています。（TEL 075-708-5440） 
その他	きょうと ふ 京都府ヤングケアラー そうごう し えん 総合支援センター	ヤングケアラー・若者ケアラーに関する相談にのっています。（TEL 075-662-2840） 
	ふくし 福祉のまちづくり推進室 （企画・ケアラー支援推進担当）	そうだん 相談できるところが分からないときや、上に書いていないことがあれば、連絡してください。 （TEL 075-222-3527） 

<区役所・支所保健福祉センターの相談できるところについて>

（※1）介護保険については「高齢介護保険担当」、その他の高齢福祉サービスについては「健康長寿推進担当」又は「地域支援担当」に連絡してください。

（※2）「障害難病支援担当」に連絡してください。

（※3）「子育て相談担当」に連絡してください。（子どもはぐくみ室では、18歳までの子どもについて相談できます。）